

令和8年度東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業実施要綱

(制定) 令和8年3月31日付7環自計第1058号

第1 要綱の目的

この要綱は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているキョン（偶蹄目シカ科：*Muntiacus reevesi*）について、東京都（以下「都」という。）が東京都大島町においてその根絶を図るため、キョンの捕獲に協力する住民に対し、予算の範囲内において、キョン捕獲報奨金（以下「報奨金」という。）を交付する「東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業」（以下「本事業」という。）の実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）及び都が定める東京都キョン防除実施計画（第4期計画）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 都が指定する事業者 都が発注するキョン捕獲報奨金事業に係る捕獲等業務委託の受託事業者
- 二 居住する住宅等 居住する住宅がある敷地並びに毎日の見回り及び捕獲時の通報が可能な遠隔地の敷地（都がすでに組織銃器捕獲の捕獲事業区を設定している地域を除く。）をいう。

第3 本事業の概要

都は、東京都大島町におけるキョンの根絶に向けて、居住する住宅等に都の事業により張り網又は箱わな（以下「張り網等」という。）を設置し、毎日の見回り及び捕獲の通報を行う住民に対し、都が指定する事業者によってキョンが回収された場合に、報奨金を交付するものである。

第4 報奨金交付対象者

報奨金の交付対象となる住民（以下「交付対象者」という。）は、東京都大島町の区域内に住所を有する者であって、第5に規定する条件を満たす者とする。ただし、次の各号に掲げる要件に該当する者を除く。

- 一 都が発注する大島キョン防除委託を受託する事業者及び都が指定する事業者において、キョンの捕獲に従事する者
- 二 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者、都から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

第5 交付の条件

交付対象者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- 一 住民が居住する住宅等に、都の事業により張り網等を設置（既に都の事業により張り網等を設置している場合も含む。）し、原則として毎日見回りを実施すること。
- 二 キョンの捕獲を確認後、速やかに都が指定する通報窓口に連絡すること。
- 三 その他、本事業について都の指示に従うこと。

第6 報奨金の交付方法

報奨金は、都から本事業の参加決定の通知を受けた交付対象者（令和7年度東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業交付要綱（令和7年9月5日付7環自計第421号）第5条の規定により参加決定の通知を受けた者を含む。）が、居住する住宅等に設置した張り網等において、令和8年4月1日以降、交付対象者から都への通報により、都または都が指定する事業者によってキョンが回収された場合に、当該事業者から都への回収報告に基づき、当該交付対象者に対し交付するものとする。

第7 報奨金の交付額

捕獲されたキョン1頭につき8,000円を報奨金として交付する。

第8 本事業の実施体制

都は、都が指定する事業者と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

第9 予算措置

都は、都の予算の範囲内で報奨金の交付を決定するものとする。

第10 本事業の実施期間

本事業の実施期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年3月DD日付7環自計第1058号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。